

平成27年第9回霧島市農業委員会定例総会

平成27年 9月18日（金）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、
29番委員、 30番委員、 31番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、
37番委員

出席職員	事務局長	砂 田 良 一	農地グループ長	堀ノ内 敬 久
	振興グループ長	内 田 大 作	主 査	宮 原 博 和
	主 査	若 林 優	主任主事	中 吉 哲 平
	主任主事	有 村 大	主 事	江 藤 俊 志
	主 査	藤 岡 勝 史	主 査	鎌 田 里 子
	主任主事	深 瀬 和 香子	主任主事	田 上 政 明
	主任主事	笠 井 亜由美		

議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について
- 4 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 5 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 6 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 7 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 9 「あっせん申出」について

「開 会 午後 2時00分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日は32番委員より欠席届が提出されております。本日の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第9回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。11番委員、12番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[9件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等の規定に基づく利用権解約のうち、賃借権通知報告5件、使用貸借権通知報告が1件の計6件が提出されております。また、平成26年5月の定例総会におきまして許可した、牧園町持松****番*外1筆の4条許可につきまして、8月某日付で取消しの提出がされました。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、

調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、3番委員。

○3番委員

1号1番を報告します。

申請地は春山公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は畑、東は畑、西は畑である。利用変更目的は農業用施設46㎡を建設するものである。工事内容はシラスと黒土を混ぜて0.2m盛土し、農業用簡易貯水施設及び肥料等置場を建設するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、14番委員。

○14番委員

1号2番を報告します。

申請地は上小鹿野公民館の東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は道路、東は道路、西は道路である。利用変更目的は農業用施設190㎡を建設するものである。工事内容は現状のまま農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転2件、利用権設定の賃借権42件、使用貸借権5件の計49件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定のうち41件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の6件について審議を行います。それでは担当委員の意見報告を求めます。所有権移転の国分の1番、4番委員。

○4番委員

2号所有権移転の1番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地1筆****円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年8月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を、備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者であり、現在64,676㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の、国分地区**番に記載されており、その経営面積も、あっせん基準の60aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、26番委員。

○26番委員

2号所有権移転の2番を報告します。

本件については、農地売買等事業により、譲渡人と譲受人との間で、申請地2筆合計****円で協議が整い、所有権移転に係る計画書が平成27年8月某日に提出されました。以下、譲受人が農地売買等事業にて所有権移転を受ける要件を、備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者であり、現在69,878㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に、常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の7番、18番委員。

○18番委員

2号7番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているもの

と思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、13番委員。

○13番委員

2号18番を報告します。

借人は、現在、37,511㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

37番、21番委員。

○21番委員

2号37番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,378㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

40番、33番委員。

○33番委員

2号40番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、68,920㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

43番、28番委員。

○28番委員

2号43番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4,144㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

47番、24番委員。

○24番委員

2号47番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、38,328㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

△議案第3号 「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について、を議題とします。霧島市耕作放棄地全体調査実施要領第6項の規定に基づき、荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について、市長より意見を求められておりますので、当委

員会での審議を求めます。今回は、荒廃農地発生・解消状況に関する非農地取消し1件であります。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の意見報告をお願いします。1番を33番委員。

○33番委員

3号1番、耕作放棄地現地調査による非農地取消しの意見決定について、特別班の現地調査結果を報告します。

霧島市国分郡田****番**については、現況が農地であるため非農地の取消しを認める。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」の1番非農地取消しについては農地法第2条第1項の農地に該当するとの意見であります。これについて認めることに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第3号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」は、非農地の取消しという意見を市長に答申することに決定いたしました。

△議案第4号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転の8件が提出されましたので、審議を求めます。なお、溝辺の6番が取下げられました。議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、18番委員。

○18番委員

4号1番を報告します。

申請地はこがのもりコミュニティ広場の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると

認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,821㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、8番委員。

○8番委員

4号2番を報告します。

申請地は霧島市水道部の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,533㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番と4番、19番委員。

○19番委員

4号3番を報告します。

申請地は木原中央公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は233,281㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

4号4番を報告します。

申請地は川原小学校の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,094㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、7番委員。

○7番委員

4号5番を報告します。

申請地は竹子小学校の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,375㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、26番委員。

○26番委員

4号7番を報告します。

申請地は下小脇公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,088㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、11番委員。

○11番委員

4号8番を報告します。

申請地は福山総合支所の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,303㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△議案第5号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第5号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の2件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の意見報告をお願いします。農振除外、横川の1番、26番委員。

○26番委員

5号農振除外の1番を報告します。

申請地は茶屋公民館の南東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は畑、南は畑、東は山林、西は畑である。除外目的は、植林し山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。ま

た、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、18番委員。

○18番委員

5号農振除外の2番を報告します。

申請地は永水地区公民館の南に位置しており、現況は田である。申請地の北は山林、南は道路、東は道路、西は畑である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。21番委員。

○21番委員

霧島の2番は申請地は面積も広く周囲にも田があるようです。除外理由に用水路の決壊とありますが、修理などの相談はなかったのでしょうか。

○議長（会長）

20番委員。

○20番委員

申請地は10年ほど前に用水路が決壊し、その際、用水路の所有者との話し合いが出来ず、新たに設置することができなかったようです。申請地の上、下にもそれぞれ所有者があるようですが、ここ10年程田としての機能を果たしていないとの事でした。耕作者も高齢であり、今後田は作れないとのことで、今回の申請に至っております。

○議長（会長）
他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の2件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の2件は、許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第6号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

次に、議案第6号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請1件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の意見報告をお願いします。国分の1番、34番委員。

○34番委員

6号1番を報告します。

申請地は霧島市役所の南西に位置しており、現況は田と宅地である。申請地の東は宅地、西は田、南は宅地、北は道路である。転用目的は病院用地の広場と駐車場にするものである。農地区分は申請地からおおむね300m以内に霧島市役所が存するため、3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定します。

△ 議案第7号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が7件提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、33番委員。

○33番委員

7号1番について報告します。

申請地は木原中央公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は堆肥舎及び製品保管庫にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,777㎡であり、堆肥舎及び製品保管庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は牛舎である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、12番委員。

○12番委員

7号2番について報告します。

申請地は国分奈良田団地の南に位置し、現況は不耕作地である。なお、年月日不詳、自宅の敷地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については現況のまま使用するため不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は86㎡であり、また、隣接地の宅地441.00㎡を一体利用

するもので、全体計画面積は527.00㎡である。宅地拡張に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は通路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、16番委員。

○16番委員

7号3番について報告します。

申請地は上野原浄水場の北東に位置し、現況は原野である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,493㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の****番の東は原野、西は原野、南は原野、北は一部道路と原野である。****番*の東は市道、西は不耕作地、南は市道、北は原野である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、36番委員。

○36番委員

7号4番について報告します。

申請地は切明公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成10年10月頃、造成及び建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農産物販売所及び駐車場にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されています。計画面積は765㎡であり、農産物販売所及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、29番委員。

○29番委員

7号5番について報告します。

申請地は玉利自治公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付さ

れている。法定小作人なし。転用目的は貸家を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,138㎡であるが、区画整理地区内仮換地であり、実測面積1,406.08㎡のうち農地910㎡である。貸家3棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路と畑、南は宅地と畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、18番委員。

○18番委員

7号6番について報告します。

申請地は持松4区公民館の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成27年5月30日頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は916㎡であり、また、隣接地の宅地496.06㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,412.06㎡である。太陽光パネル196枚、総出力49.98kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は山林、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、4番委員。

○4番委員

7号7番について報告します。

申請地は沢馬場公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は362㎡であり、また、隣接地の宅地134㎡を一体利用するもので、全体計画面積は496㎡である。太陽光パネル192枚、総出力49.92kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するというように決定します。つきましては、25日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第8号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が16件提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番を6番委員。

○6番委員

8号1番について報告します。

申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲10区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,464㎡であり、また、隣接地の宅地523.90㎡を一体利用するもので全体計画面積は2,987.90㎡である。宅地分譲10区画と通路に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われ

る。以上です。

○議長（会長）

2番、23番委員。

○23番委員

8号2番について報告します。

申請地は京セラ株式会社鹿児島国分工場の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は修理工場、事務所及び展示場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,021㎡であり、修理工場、事務所及び展示場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と雑種地、西は道路、南は宅地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、34番委員。

○34番委員

8号3番について報告します。

申請地は霧島市役所の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に霧島市役所が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は病院の広場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は819㎡であり、病院の広場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、36番委員。

○36番委員

8号4番について報告します。

申請地は下深川集落センターの北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は160㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上によ

うな理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番と6番、28番委員。

○28番委員

8号5番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置し、****番の現況は山林、外3筆については田の不耕作地である。なお、****番は年月日不詳、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,045㎡であり、申請地に全て植林するもので、相当な面積があると思われる。申請地の東は不耕作地、西は山林、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

8号6番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は596㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は水路と里道、南は不耕作地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、2番委員。

○2番委員

8号7番について報告します。

申請地は隼人塚団地公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場及び駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は575㎡であり、資材置場及び車7台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と駐車場、西は田、南は道路、北は川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番と9番、30番委員。

○30番委員

8号8番について報告します。

申請地は本町公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は991㎡であり、資材置場及び普通車11台、トラック7台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は宅地、南は水路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

8号9番について報告します。

申請地は松山公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫及び駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,619㎡であり、倉庫及びトラック6台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は水路、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、4番委員。

○4番委員

8号10番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は628㎡であり、貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、30番委員。

○30番委員

8号11番について報告します。

申請地は宇都山公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は56㎡であり、また、隣接地の5条許可地608㎡を一体利用するもので、全体計画面積は664㎡である。建売住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は5条許可地、南は5条許可地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、4番委員。

○4番委員

8号12番について報告します。

申請地は市営天降川団地の南に位置し、現況は雑種地である。なお、年月日不詳、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗付住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は468㎡であり、また、隣接地の宅地25.67㎡を一体利用するもので、全体計画面積は493.67㎡である。店舗付住宅に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は雑種地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、14番委員。

○14番委員

8号13番について報告します。

申請地は日当山小学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は285㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をと

るため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、4番委員。

○4番委員

8号14番について報告します。

申請地は中道公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は350㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、36番委員。

○36番委員

8号15番について報告します。

申請地は宮内小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は390㎡であり、建売住宅1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は水路、南は宅地、北は通路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、33番委員。

○33番委員

8号16番について報告します。

申請地は福山高校の東に位置し、現況は牛舎、堆肥舎及び倉庫である。なお、昭和49年8月頃、建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については建築済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は牛舎、堆肥舎及び倉庫にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。

る。計画面積は1,802㎡であり、また、隣接地の宅地155.76㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,957.76㎡である。牛舎、堆肥舎及び倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と宅地、西は宅地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。12番委員。

○12番委員

5番と6番についてお尋ねします。譲受人の会社は先月も5条で申請がありましたが、どういった会社なのか、今後の意向・目的を教えてください。

○議長（会長）

事務局。

○宮原主査

譲受人の会社ですが、詳細については会社謄本が添付されております。目的としましては、農畜水産物の加工・販売、乳製品の製造・販売、コインランドリーの経営、宅地建物取引業と他にも多岐にわたっております。山林への転用目的で申請が頻繁に出ておりますので、申請どおりの転用がなされているのか、事務局としても注視して参りたいと思っております。

○12番委員

申請どおりの転用が確実に実行されるよう事務局には見ていただきたいと思います。

○議長（会長）

28番委員。2筆の現況について、山林以外に転用ができそうな土地であるかどうか報告をお願いします。

○28番員

申請地は道路から1mから2m高い所であります。今までも海岸のそばや、ほとんど不耕作地を買収されているようです。関係部署にも聞いてみたところ、今後とも注意をしていくとのことでした。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては25日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第9号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第9号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、借受希望の1件、買受希望の1件の計2件が提出されましたので審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。借受及び買受希望、霧島の1番と2番、31番委員。

○31番委員

借受希望、9号1番、買受希望、9号2番を報告します。

同人による申請ですので、まとめて報告します。

申請者は市外より移ってこられて、家を借りられ、現在、田を2反2畝、畑を1反7畝から8畝、合計4反ほど作っておられます。農機具は耕運機を保有されているようです。買受の金額や、耕作可能な面積などについて直接会い、聞いてみるつもりです。あっせんは取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案9号「あっせん申出について」の借受希望

の1件、買受希望の1件の計2件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第9号「あっせん申出について」の借受希望の1件、買受希望の1件の計2件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。借受希望、霧島の1番及び買受希望、霧島の2番を31番委員と1番委員に、あっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年9月農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。次に「その他」はありますか。

○21番委員

議長。

○議長（会長）

21番委員。

○21番委員

事務局報告でありました、牧園の許可取消しはどういった経緯だったのですか。

○議長（会長）

事務局。

○宮原主査

当初、太陽光発電施設を設けたいと許可を受けておりましたが、採算が見込めないとの事で許可取消の申出をされたようです。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

これで平成27年第9回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 3時20分」

番

番

番
